

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月

申立期間当時は、夫婦で同じ事業所に勤め、毎月給料日には、その事業所の担当者を通じ国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたにもかかわらず、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿、市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立人は、国民年金加入後、保険料を過年度納付するなどにより未納期間の解消に努めていたと推認できる上、約 20 年間の国民年金加入期間のうち、申立期間の 1 か月を除き保険料を全て納付しているなど、保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は勤務していた事業所の担当者を通じ国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたとしており、保険料の納付日が確認できる昭和 48 年度から 56 年度までの市の国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその妻の保険料の納付日は全て同一日である上、申立人が勤務していた事業所の担当者は、「申立人は、申立期間以前から夫婦一緒に国民年金保険料を納付していた。」と証言していることから、申立期間について、妻の納付記録があり申立人のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の妻が、申立期間に納付したとする夫婦二人分の保険料額（1 万 4,200 円）は、申立期間当時の保険料額と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成11年8月1日から13年12月1日までを56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成11年8月から13年11月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月1日から14年3月31日まで
A社に勤務した際の、申立期間の給与は55万円だったが、年金記録では、この期間の標準報酬月額が低く記録されていることが分かった。源泉徴収票等を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険料給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する給与所得の源泉徴収票及び市が保管する税務関係資料に記載された社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料額及び報酬月額から、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成11年8月から13年11月までは56万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、源泉徴収票及び税務関係資料において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が、当該期間について長期間にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票及び税務関係資料において推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所

は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち、平成13年12月1日から14年3月31日までの期間について、元事業主は、「関係資料は全て処分してしまった。」と回答しており、当時の社会保険事務担当者は他界していることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、当該期間に係る給与明細書等を所持しておらず、市が保管する平成14年分の税務関係資料に厚生年金保険料を含む社会保険料の控除額の記載がないことから、申立人の主張する厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を73万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

年金記録を確認したところ、A社から支給された申立期間の賞与に係る標準賞与額が実際より低く記録されていることが分かった。賞与明細票を提出するので正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与明細票から、申立人は、申立期間について、73万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年2月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年2月から同年7月までのいずれかの1か月勤めていた会社を退職後、次の会社に入社するまでの間に、役場で自ら国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る保険料は、妻の実家に転居した平成12年4月か翌月の同年5月に近くの銀行で妻が夫婦二人分を納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、平成12年4月又は同年5月に申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を銀行で納付したとしているところ、町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録のいずれにおいても、申立人の申立期間に係る保険料が納付された形跡は見当たらない上、オンライン記録により、11年4月分の妻の保険料のみが12年10月20日に過年度納付されていることが確認できることから、その妻が納付したとする納付時期と実際の納付日に相違がみられるほか、納付書の送付元及び保険料額などについても記憶が明確ではない。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であるが、同年1月以降は、年金記録管理業務のオンライン化等、事務処理の機械化が進み、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月から 46 年 9 月まで

年金記録によると、厚生年金保険被保険者期間後に再び国民年金に加入してからは、保険料を後から一括納付している期間と、月ごとに納付している期間とがあるが、納付が可能であった申立期間を未納にしたまま、月ごとに納付するのは不自然であり、納付していたはずなので、申立期間を保険料の納付済みの期間として認めてもらいたい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間に係る国民年金保険料の納付について、「納付組合を通じて納付していた。」というほかに具体的な記憶が無く、申立期間に係る申立人の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立期間直後の昭和46年10月から48年3月までの期間の保険料を同年11月に過年度納付したことが確認でき、当該過年度納付の時点で、申立期間は時効により納付できなかったと考えられる。

さらに、市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間直前の昭和40年4月から43年5月までの期間の保険料を、53年から55年にかけて3回に分けて特例納付したことが確認できることから、当該被保険者名簿には、申立人が年金受給権を得るまでに必要な納付月数及び当該月数の保険料の納付が特例納付により終了した旨が記載されており、受給権を得るために特例納付したことがうかがわれることから、申立期間の保険料については、あえて納付しなかったものとみられる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から8年3月まで
年金記録では、申立期間の国民年金保険料は未納とされているが、自分で市役所に出向いて直接納付していた記憶があるので、当該期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「自分で市役所に出向いて申立期間の国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、「申立期間の保険料を納付した時期、具体的な納付場所、保険料額及び納付書や領収書の形状などについては記憶がない。」としており、申立期間における国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立人が平成8年4月16日に厚生年金保険に加入後の同年5月27日に、申立期間の始期に遡って第3号被保険者から第1号被保険者への種別の変更に係る事務処理が行われたことが確認できることから、当該事務処理が行われるまで申立期間は第3号被保険者期間とされていたため、国民年金保険料の納付書は発行されておらず、保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、オンライン記録及び市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても申立期間の保険料は未納と記録されており、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。